

新時代を迎えたPCT

——日本の将来資産を抱く——

奥 直 也*

抄 録 私は営業マン。PCTの営業マン。2000年6月、スイス・ジュネーブ、国連第14番目の専門機関、WIPO（世界知的所有権機関、World Intellectual Property Organization）、PCT法律部に赴任。任務は、ただひとつ。「日本ユーザーのPCT利用拡大」。

本稿は、その3年3月の活動を通じて得た情報・知見に基づき、日本の産官学の各界とPCTとのかわりを紹介するもので、更なる日本の産業発展、ひいては世界経済の発展に向けてのPCTの役割、その将来を考える上での材料を提供することを目的としている。

46社の企業訪問、業界団体でのディスカッション（延べ65社）、33回の講演（延べ7,025人）での反応は、日本の将来資産をしっかりと抱くPCTの大きな役割を私に教え込んでくれた。

目 次

1. はじめに：
 そもそもPCTとは何だったのか
 - 1.1 日本でのこれまでの利用促進
 - 1.2 守りの特許から攻めの特許への転換
 - 1.3 PCTの本質
 - 1.4 PCT利用の実態
2. PCTリフォームはじまる
 - 2.1 なぜ今リフォームなのか
 - 2.2 みなし全指定制度
 - 2.3 拡張された国際調査
3. 新しいPCTの利用法
 - 3.1 全ての出願への見解書の意義
 - 3.2 日本特許庁が奨める同時着手の手続き
 - 3.3 新しい料金体系
 - 3.4 みなし全指定の捉え方
4. PCTに関する情報の取得
5. 変わりゆく日本
6. おわりに：
 科学技術の将来

1. はじめに： そもそもPCTとは何だったのか

1.1 日本でのこれまでの利用促進

(1) 最初の認識

ジュネーブに向かう飛行機のなか、過去の資料を基にこれまでのPCTに対する自分自身の認識を振り返る。ユーザーの気持ちになって、日本の産業界とPCTとのかわりを想像してみる。当時、私自身の認識だと、PCTは時間稼ぎ、というものでしかなかった。他方、日本のユーザーは権利化を急いでいる、という認識が強い。いきなり、どうも相容れないものがある。果たしてそんな状態でPCTの利用促進ができるのであろうか。実際、これまでの営業活動は、外国出願の多い大企業をターゲットに、各国への直接出願に代えてPCT出願を利用してもらうという方向で行ってきたようだ。しかし、原則、特許の早期取得が求められる製品先行型の産業構造下で好況を保つことが出来ていた日本において、PCTの利用に踏み切る上でのインセ

* 特許庁 審判官 Naoya OKU

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

ンティブは、手続きの簡便さや費用の点にのみ頼るところが大きく、大半の日本のユーザーは、従来の直接出願とのコスト比較のみを行い、結局、従来の方が、手続きに慣れている、コストが安い、という結論に至り、PCT 利用にあまり積極的ではなかった。もちろん、医薬品等の分野では、対象国が多く、かつ権利化までに時間が必要なので、PCT のメリットを活かせる場合が多く、件数は少ないものの堅実に利用されてきたことも事実ではあるが。

(2) 目からうろこを落とす PCT

それでも、1980年頃、日本に紹介された PCT は、「へー、そんな制度があるのか。」と、日本の産業界の多くの人々の目からうろこを落としたそうだ。だったら、そのうろこを落とされ、PCT を多く利用してくださっている方々の気持ちや自分のものにし、それを日本の産業界に拡散していけば、いいだけじゃないか、と単純に考えることができた。

PCT が海外で特許を取得するのに最適なシステムであって(ツール)、かつ、海外に多く出願する必要がある(ニーズ)のであれば、その PCT システムの存在を知った時点で利用は伸びるはずと。確かに、2000年ごろ、PCT 出願は世界的に伸びていた。しかし、日本では、国内出願のそれに比べて伸びがぱっとしなかった。なぜだろう? 自分が納得しないのに営業なんてできやしない。ツールとニーズがマッチしていれば、伸びて当然。ならば、アメリカとは違う何か大きな要因があるはずだ。即座に、PCT 自体の要因として、「日本企業にとってツールは機能しているか?」という疑問が湧いた。そもそも PCT はさほど知られていないのではないか、このプロパテント時代に日本は世界から立ち後れてはいないか、アメリカで多く使われているのに日本ではあまり使われていないのには何か日本特有の障害があるのではないか、だと

したら、その障害を把握し対処すればいい。

出願人側のニーズを考えてみた。世界に進出する日本という印象があるが、PCT の手数料に照らして考えて、いっほど海外で、多くの特許を必要とはしていないのではないか。素朴な疑問だらけだ。このままではらちが明かない。そこで、当時は日本版プロパテント政策の立ち上がり時期、とりわけ特許流通市場の創設の動き、そこにリンクさせ、米国版プロパテントと比較しつつ、一定の営業トークを考えた。

1. 2 守りの特許から攻めの特許への転換

1970年代の米国。安くて品質の良い日本製品は米国でも人気があり、自国の製品が売れなくなっていた。ベトナム戦争による経済的痛手も大きかった。そこで、ロナルド・レーガン大統領は、ヒューレット・パッカード社長に国家戦略の作成を依頼。有名なヤングレポートである。強いアメリカを復活させるための特許重視政策を打ち出したのである。特許裁判所設立、巨額損害賠償承認、特許が守られていない国への経済制裁など諸外国に対する対抗措置であった。しかし、米国経済復活はこうした諸外国への対抗措置によるものだけではなく、特許重視政策による技術革新によるところが大きかった。

具体的には、研究開発の成果である技術そのものを特許という形で、あたかも性能のいい製品のように流通・移転させる攻めの知的財産権活用の仕組みを構築していったのだ。製品化せずとも、研究開発成果が産業界で流通。そこに需要と供給の関係が生まれ、市場を形成。研究者・開発者の意欲に火を付けたのだ。そもそもモノの製作・販売を想定していなかった大学発の技術を元に、世界的大企業にまで成長する例も生まれてきたのだ。

これは、従来の、製品先行タイプの産業構造、すなわち、まず製品を想定し、製品開発のなかで生まれた発明を保護し、結果、製品を模倣か

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

ら守るタイプ（製品→発明タイプ、製品オリエンテッドタイプ）の特許が重要視される産業構造に、技術先行タイプの産業構造、すなわち、基礎的かつ独創的な技術が生まれ、その技術を核として、新製品、新産業へと成熟させていくタイプ（発明→製品タイプ、技術オリエンテッドタイプ）の特許重視の産業構造が新たに加わるといふ、大規模な産業構造変革であった。

そんな産業構造変革のなか、世界的な経済環境変化に対応を迫られた米国産業全体の意識改革が進み、それに見合う制度改革、インフラ整備といった、全米一丸となった技術開発を促進することになった。こうして米国は、ハイテク製造業や情報通信等の高付加価値分野で世界的優位性を獲得していくことになったのだ。

その状況は既に日本にも到来。厳しい経済状況のなか2000年に入り、従来の良質の製品作りの推進に加えて、技術そのものをあたかも性能のいい製品のように流通・移転させる体制、攻めの特許活用の体制作りが進められてきた。いわゆる日本版プロパテント政策である。

米国と日本の産業構造の基本的な違い。外国特許出願。日本では、自社製造商品の模倣からのプロテクトが主目的ゆえ、特許取得対象国は、市場のある国と工場の所在地に絞られる。他方、米国のように、まず技術が飛び出していく場合、製造工場の予定地、市場の予定地に加えて、ライセンスの可能性のある国、侵害の網にひっかかる可能性のある国にまで広がる。決定的な違いは、米国では、予定の国、可能性の国も対象であるということだ。

営業トークができた。「日本版プロパテント政策の推進・知財ビジネスの転換・プロテクションからライセンスへ・真の知的創造サイクルの確立・PCTがそのお手伝い」。なかなかええ。だが仮説も多い。果たしてこれで通用するのか。その先の営業を考えると、強力な裏を取って、理論を固めておきたかった。

さて7月、少し暑いジュネーブ、住む家が決まった。6月赴任の私、引越し荷物の段ボール箱の山が届いた翌日、めちゃ暑い日本に向かった。営業トークを叩きのめしてくれる、PCTビッグユーザーに出会うための旅。そして逆に私の目からうろこが落ちたのである。

1.3 PCTの本質

(1) 基本的な理解の仕方

いまさらではあるが、営業トークをぶちまける前に、改めてPCTの本質を整理しておきたい。うわべだけの下手な営業で足元からすくわれ、一番知りたい部分を叩いてもらう前に倒れてしまっただけでは余りにも情けないからだ。

まず歴史。凄まじい勢いで増加する特許出願、増大する滞貨、この状況に対応するためのさまざまな方策（公開制度の導入等）が各国で練られていた1960年代後半、そんな各国の業務負担軽減の願いが、方式審査・先行技術調査など、各国での重複作業の排除を目指し、Patent Cooperation Treaty（特許協力条約）成立という形で実を結んだ。そもそも目指したのは同じ発明に係る出願の取扱いを一本化すること。先行技術調査をも単一の調査機関で行うことを目標としてきた経緯もある（PCT第16条(2)参照。）。

重要なポイントは次のとおり。

1) 各国直接出願は、出願時に、翻訳費用、現地代理人費用、各国出願手数料がかかる。更に、翻訳のurgent feeや、個々に補正するための現地代理人の費用もかかる。

2) これら費用は、後で権利がいらなくなっても戻ってはこない（審査の結果、権利が取れなかった場合も同様。）。

3) しかし、特許の世界は早く出願したものが勝ち。出願せず様子を見るわけにもいかない。

4) PCTは、世界中に別々に出願するという煩雑さ、権利が不要となる場合の無駄な出費、権利が取れないかもしれないという将来への不

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

安を改善するもの。

- 5) PCT では、従来の特許出願の手続きの前に、国際段階という新しい概念を導入した。
 - 6) 出願人は、国際段階で十分な前処理を行う。
 - 7) 各国への出願をひとつの束としてまとめて1ヶ所に出願し、出願日だけ確保しておいて、その後、世界各国での手続きに入る前に一定の猶予期間が与えられる。
 - 8) 手続きでは、日本語出願で翻訳時間確保、一様な形式要件、優先権書類送付が簡単、USPTO の分割要求回避など、手間とコスト削減のメリットあり。
 - 9) PCT を生かせるのは、技術的に成熟していない、市場の見極めが十分でない、世界市場への展開が予定されている、途上国での権利取得が求められる技術がメイン。
 - 10) PCT によって国際出願日を確保し、権利化するまでの時間を稼ぎ、各企業はその間に市場開拓、もしくは製品開発技術熟成のためのさらなる研究開発を進めていく。
- 以上が、最も基本的な PCT の理解の仕方。

(2) 次に落ちたうろこ

これら基本を押さえつつ、先の営業トークを引っさげ、PCT 利用が進む大企業に乗り込んだ。修行に出る感じ。ふと、昔話が頭をよぎる。1978年、制度が始まったばかりの頃、華々しいデビューとは裏腹に、PCT は日本でいいスタートを切れなかった。手続きがよくわからない、なんだか特別な感じ、手数料も高い、とあまり評判がよろしくなかった。当時の営業活動。背の高い外国人が一生懸命そのメリットを説いたらしいが、日本人の心はなかなか開かなかった。やはり日本人の心は日本人が開く。2000年7月、その日本人は私。はやる気持ちが爆発した。

PCT の採択は1970年、大阪万博の年。当時7歳、大阪生まれの私は、マシンガンのように営

業トークをぶちまけた。繰り返すが、「日本版プロパテント政策の推進、知財ビジネスの転換、プロテクションからライセンスへ、真の知的創造サイクルの確立、そして、世界中で技術を商品化するために PCT がそのお手伝い」。

そんな勢いだけの人間の話をじっと我慢し聞いてくださった、ある大企業の知財部のトップの方がついに営業トークを叩いてくださった。

「奥くんの気持ちはわかるが、ライセンスだ！ 技術移転だ！ その推進だ！ と主張するだけでは、PCT の利用ということにはならないよ。確かに、ライセンスのエリアが拡大すれば PCT の利用が増えるかもしれないが、ライセンスの拡大を促すものを追求もしないで、ただ、技術をどんどん移転しましょう、というだけでは特許制度の本来の機能を見直しましょうという議論に過ぎない。君の認識は遅れている。」

こんな風になつんと言ってくくださる方は少ない。こっちが公務員だけに、相手に見えて、自分には見えない壁があるのも事実。制度上の知識しかない者が、何もえらそうにする必要はなく、嫌な壁は取っ払い、まる裸で飛び込んだものだから、よほど寒そうに見えたのか、服を着せてくださった。そして、それは温かかった。

「世の中、いまや規格だよ。技術的にいくら凄くても、それがスタンダードにならなければ何の意味もない。ひとつ約束が決まれば、その上に、また新しい約束が決まる。それに乗れなければどうしようもない。今や、その約束が大きくエリアを拡大し、世界中に広がっている。問題は、その約束が決まるのに時間がかかるということだ。しかも、そのための特許を世界中に予め押さえておかなければならない。全部出願していたら、いくらお金があっても足りない。PCT だとまず国際出願日を確保できる。そして、約束の決まり具合を見て、次のステップを考えればいい。そうだろう。」

私の目から、ぼろぼろうろこが落ちた。その

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

ときの感謝と感動は言葉にできない。

出張中、計8社を訪問。うち3社は同じ観点。残り5社もPCTビッグユーザー。つまり、同じビッグユーザーでも、その利用形態は大きく異なる。ある意味、PCT利用拡大のポテンシャルは高い。勝手な営業トークは実態のすごさに磨かれ、確信で満たされた。

1. 4 PCT 利用の実態

(1) PCT 利用拡大の三つのカテゴリー

それからというもの、従来の、「加盟国が増えました、手続きが簡単になりました、手数料が安くなりました。」といった、ツールから入る営業を続けつつも、新たな営業トークとして、ユーザーのニーズに火をつけるという行動に出た。

「確かに出願対象国が多いと、コストメリットが高く、それゆえ、PCTを利用する企業さんが多いのも事実ですが、特許を取得する必要があること、その国がどこであるかが明らかとなっている製品先行型の特許は、基本的にPCT出願はなじみません。そもそもPCTは各国への直接出願と利用目的が異なるもので、PCTに合致するタイプの発明の特許出願について利用されるべきです。」

こんな説明に対する反応として、やはり、製品オリエンテッドな発明に対する、対象国が多い故の手続き上のコストメリット等へのこだわりも根強かった。例えば、翻訳が間に合わない等の理由で駆け込む、いわゆるラストミニッツ出願もそのメリットを活かした重要な出願である。これらを踏まえ、PCT利用拡大の背景を整理すると、次の1)~3)になる。1)、2)は、かつての産業構造の発展の延長線上。そして、3)は、新しい産業構造の台頭とともに拡大してきたものである。

(PCT 利用拡大の背景)

1) 手間とコストの観点その1

製品特許で製品輸出先と現地工場の増加、他方、PCT加盟国も増加、各国での個別手続きの手間とコストをPCTで削減。

2) 手間とコストの観点その2

外国出願自体が増加、国内偏重からのシフト、各国手続きの手間とコスト削減効果増大。

3) 発明の性格の変化

デジタル、ネットワーク時代の進展、物作り時代の製品オリエンテッドな防衛型特許に加え、ライセンス向け、世界標準規格のベースとなる技術オリエンテッドな発明が、特に電気通信分野で急増。これら基礎的で独創的な技術は、その技術に対するニーズの高まりを把握・確保することが重要。世界標準がどう決まるかによって発明の運命が決まる。出願日獲得後に、こうした状況に対応できる猶予期間があるのは貴重。

(2) ユーザーの生の声 (末尾の表1参照)

上記のような三つの整理の元となったユーザーの生の声を表1にまとめた。特に、3)の観点にかかる声に注目していただきたい。併せて、PCTを利用しないとした理由も紹介しておく。これまでの日本におけるPCTの伸び悩みが理解できよう。

(3) 初の銀メダル日本

新しい産業構造の浸透を肌で感じる日々、それが現実の数字になった。2001年、年間出願件数が10,000件を突破。この時の日本特許庁の時機を得た動きが光る。2002年1月、PCT国際セミナーなる大イベント開催。日米欧ビッグユーザー(シーメンス、P&G、松下電器)が語るPCTの戦略的活用に関するプレゼンテーションは、東京国際フォーラムに約1,200名のユーザーを集め、大きなインパクトとなった。その後、新聞紙上にPCT関連の記事が何度も躍った。そして、2003年、ついに日本はドイツを抜いたのだ。世界第2位。念願の銀メダルの壇上に上っ

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

たのである。

2. PCT リフォームはじまる

2.1 なぜ今リフォームなのか

世界中の基地から離陸した PCT 出願は、WIPO、そして10の国際調査・予備審査機関に抱えられる。30ヶ月のフライト。その間、乗客は、国際調査・予備審査報告、その他サービスを受けつつ、世界の市場と将来の可能性を見極め、一定の決断を下し、必要な国々へと分散し舞い降りていく。

しかし、ここ数年、あまりにも多くの乗客を乗せた PCT という名の超大型機は、機内サービスに支障を来し始めていた。30年も前の機体のままでは、変わり行く時代の変化を吸収できず、サービスの向上は望めない。こうした状況が、PCT リフォームという大きな流れを生んだのである。これは2000年8月の米国提案に端を発する。国際調査・予備審査機関の業務負担、特に三極特許庁の業務負担は相当なもので、その厳しい状況がエネルギーとなって、多くの改革を次々と採択、昨年施行のものも含め、2004年から本格的な新制度によるサービスがスタートした。

2004年1月1日施行の新制度の大きな流れは二つ。一つは、「みなし全指定制度の導入」。「PCT 出願は世界各国への出願の束である。」という基本的概念の明確化。出願手続きの入口を一本化するイメージを印象付けた。

もう一つは「拡張された国際調査」。国際調査と国際予備審査の整理統合の流れの中、業務負担軽減に一つの光を灯した。

その他のメニューもあるが、ここではこの二つに絞って、その表と裏を見ていきたい。

2.2 みなし全指定制度

(1) 「国や保護の種類」の指定なくなる

正確にいうと、国際出願時にすべての国を指定した、保護の種類も含めてすべてのオプションを指定したという風に、「みなす」制度である。「指定」という概念は残っている。したがって、国際出願後の新たな加盟国に国内段階移行できるかどうか、という問いに対して、答えは NO である。なぜなら、国際出願時に「指定」されていないからである。

確かに、いちいち国を指定するのは面倒であったろう。手続きミスも少なくなかった。料金体系をも複雑なものとしていた。更に言えば、指定手数料は5ヶ国分が上限だったので、すでに全加盟国を指定する出願も多かったのである。こうした状況を受けた結果である。

では、お目当ての国を選ぶための意思表示はいつどのように行われるのだろうか。それは優先日から30ヶ月後の国内段階移行時となった。国際出願時点ではフル装備。前もってオーダーしてなくても、土壇場で決められるのである。

しかし、こうした簡素化を行うと、何かとしわ寄せがくるもの。残念ながら、もろ日本の制度とバッティング。大変重要なことであるので、しっかりと注意して理解しておいてほしい。

(2) 日本の特質：「みなし」は「みなし」

全加盟国が自動的に指定されるとなると、日本国も指定に含まれることは言うまでもない。すると、日本の PCT 出願で日本国を指定するという、いわゆる「自己指定」の形が自動的に成立する。すべての PCT 出願において、そうなるから問題は大きい。なぜなら、先の出願としての日本出願を優先権主張の基礎として優先権を主張し、PCT 出願を行った場合、先の日出願と、PCT 出願における「日本国の指定」との関係により、この PCT 出願は、日本の特許法で

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

規定される国内優先権制度に基づく、優先権の主張を行ったことになるからである。それがどういふ結果を生むかという、言わずと知れた、「先の出願のみなし取下げ」である。それが行われるのは、先の出願から15ヶ月経過後。優先期間の12ヶ月をいっぱいまで使ってPCT出願を行った場合で、残り3ヶ月。「そんなこと知らなかった。」と言ったところで、一度取り下げられた先の出願は戻ってこない。これは、同様の制度を持つドイツや韓国やロシアへの出願を、先の出願とする場合にも当てはまる。そういった国の出願人との共同出願においても十分な注意が必要である。

これに対処する方法は二つ。

まずは、国内優先権制度を良く知る方に説明するには恥ずかしい説明であるが、そうした制度の性格をよく理解したうえで、自己指定を受け入れたまま手続きを進め、先の出願が取り下げられることをしっかりと念頭に置き、漏れがないように、先の出願に記載した内容をPCT出願の内容に盛り込んでおくことである。自己指定を伴うPCT出願の優先権主張は、日本に関して国内優先権の主張。今後はこれを常識とした上での対応が望まれる。

もう一つは、自己指定を外すこと。自動的になされた日本国の指定を、個別に取り下げの手続きを行うことである。ただし、PCT出願後、多くの場合、あまり時間がないので迅速な対応が必要。必要に応じて、国際出願の際、同時に行っておくことも可能である。

みなし全指定は、みなし取下げを引き起こす。「みなし」は「みなし」と記憶しよう。

2.3 拡張された国際調査

(1) その目的

これまで、国際調査報告書には、いかなる見解、意見、説明の表明も記載されることはなかった。しかし、今年の出願からそうではなくな

る。すべてのPCT出願の国際調査報告書に、「見解書」がついてくるのだ。その見解書は、これまでの国際予備審査機関作成のものと同じ形態。イメージしていただきたい。今年の出願から、これまでは国際予備審査においてのみ出されていた、新規性、進歩性、産業上の利用可能性に関する審査官の見解が、国際調査の段階で得られるようになるのだ。見解書は、拒絶理由通知みたいなもの。これが、すべてのPCT出願について、国際調査の段階で作成されることになる。なぜそうなったのか。国際調査段階で審査官の見解を含めておくとながらいいのか。

それは二つ。

出願人サイド。審査官の一定の見解が示されていることで必要のない予備審査を請求する必要がなくなる。予備審査機関としても必要性の低い予備審査を避けることができる。

各国の指定官庁のサイド。国内段階に入ってくるPCT経由の出願すべてに審査官の見解が示されているので、予備審査を経なくても、その後の国内の審査手続きが円滑になる。途上国からの要望は強かった。ある意味、業務合理化を図りつつ制度をグレードアップした形。

ところで、もともと日本のPCT出願においては予備審査請求率が低かった。この制度変更によって、ますます予備審査を請求する意義が薄らぐように思えるかもしれない。しかし、そうとも言い切れない。予備審査の意義は変わらないのだ。「予備」とは言え、審査であることには違いない。予備審査手続きで、審査官との対話もでき、明細書も含めた補正も可能だからである。予備審査は、多くの国での特許権を確保する上で、より具体的な前処理の作業を進めることができるものと考え、活用していただければ良いと思う。

(2) 導入に伴う手続きの変更点

本制度導入後の具体的な手続きは、末尾の図

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

1を見ながら、イメージしてほしい。

国際調査報告書と共に、これまではなかった見解書も届く。次にすべきことは、19条補正の検討と予備審査請求するか否かの決定である。

予備審査請求しないならば、その見解書は勝手に成長。「IPRP(I)、第I章における特許性に関する国際予備報告」となって、その後、指定官庁に送られ審査に役立つ。

じゃあ、出願人は何もしなくていいか、してはいけないかという、そんなことはない。その見解書にコメントを提出することができる。実は、このコメント、PCT規則上、何ら規定がない非公式のもの。しかし、国際事務局で受け付けられることになっており、拒絶理由に対する意見書のようなものと考えることができる。実際、これが、各指定官庁におけるその後の手続きにおいて、どう生きてくるのかは各国次第であるが、19条補正だけでなく、1回の手続きで多くの国に意見を出せるメリットは大きい。

さて、次のステップは国際公開。この国際調査機関作成の見解書と出願人提出の非公式コメントは公開されない。優先日から30ヶ月後に指定官庁において閲覧可能にはなる。

(3) 拡張国際調査の予備審査への影響

国際調査段階で見解書が作成されることで、国際予備審査に二つの大きな変更点が増えられた。それは、予備審査の請求期限が設定されたことと、第1回目の見解書が既に済んでいるとされたことである。

これまでの予備審査請求期限は、いつまでだったかご存知であろうか。実は、それは存在しなかった。優先日から19ヶ月では？と思われた方も多いと思うが、それは、国内移行期限を30ヶ月に延長するための期限であっただけで、19ヶ月以後に予備審査請求をしないとはどこにも規定はなかったのだ。しかし、今年から期限が明確になった。優先日から22ヶ月、又

は国際調査報告書が出されてから3ヶ月のいずれか遅い方が請求期限として設定されたのである。

次に1回目の見解書の話。国際調査機関作成の見解書が、国際予備審査における第1回目の見解書として扱われることになる。それが何を意味するかというと、予備審査手続きに入った瞬間に1回目の見解書が届いていることになるので、予備審査請求のタイミングで、34条補正、そして先コメントに相当する意見を、答弁書として、国際予備審査機関に提出しておくことが必要になる。予備審査の期間を、より長く、有効に活用するためには、早めの対処が重要。あとは積極的に、審査官との対話に努めることが大切である。ところで、先の調査機関作成の見解書に対して国際事務局に提出するコメントは、国際事務局から指定官庁には送られるが、国際予備審査機関には送付されないので注意が必要である。

3. 新しいPCTの利用法

3.1 全ての出願への見解書の意義

変更点、注意点の説明ばかりで、ユーザーにとって何のためのリフォームであったのかが見えてこない、という声が聞こえる。そういえば、WIPOもあまり説明していない。

そこで、個人的な意見が中心にはなるが、その使い方やメリットを考察したい。「拡張された国際調査」導入で、すべてのPCT出願に見解書がついてくる、というところから考察に入ると全体像が見えてくる。全ての出願に、ほぼ拒絶理由通知のようなものが、定められた期限に手元に届く。要は、この状況をどう活かすかだ。日本のPCT出願では、そのほとんどが日本特許庁に出願された国内出願を先の出願として、パリ条約上の優先権主張を行っている。ならばPCT出願に、先の出願の特許請求の範囲に記載

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

の発明を含めておきたい（請求項が増えてもさほど料金は変わらない）。そうすることで、先の出願の拒絶理由をある程度、予測することができる。そんな国際調査報告だけの時代から認識していた、という方もおられるかもしれない。しかし、引用例の組み合わせについて等、これまではなかった、審査官の見解がついてくるという違いは大きい。先の出願について、この「ほぼ拒絶理由通知」に対応した補正を審査請求前または審査請求と同時にしておけば、補正の機会が比較的拘束されている状況において、効率的な補正ができるからである。

この、新たな見解書と国内出願の拒絶理由通知とをリンクさせるという発想は、「国際調査報告作成にあたって先の出願の審査結果が利用できた場合の、国際調査手数料の一部返還」というルール利用の推進力になっている。このペイバックは、既に特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行規則第50条に規定され、これまでも利用できたものであるが、拡張された国際調査制度の導入にあたり、更にクローズアップされてきた。それが証拠にその一部返還額の見直しも検討されている（平成15年11月現在）。

3. 2 日本特許庁が奨める同時着手の手続き

同時着手とは、PCT 出願の国際段階の手続きを、その PCT 出願に関係する日本国内出願の手続きと併せて同時に行うというものである。「PCT 出願に関係する国内出願」というと大きく分けて二種類。一つは、優先権主張の基礎となった「先の出願」。もう一つは、日本国を指定し国内段階に移行した場合の「出願」、すなわち PCT 経由の国内出願（以下、「DO 出願」という。）である。この二種類の国内出願は、PCT 出願において日本国の指定を行うかどうかに応じてどちらかが存在することになる。自己指定が

なされれば、「先の出願」はみなし取下げになり「DO 出願」の可能性が生まれ、自己指定がなされなければ、「先の出願」は残り「DO 出願」は発生しない。日本では自己指定率が低いため、まず、「先の出願」との関係が注目される。この「先の出願」との同時着手の手続きをお奨めしたい。なお、早期の国内段階移行を前提とした「DO 出願」との同時着手の手続きについては、日本特許庁において検討中である。

さて、その「先の出願」との同時着手手続き。大前提として、PCT 出願の国際調査報告作成より前に「先の出願」の審査がなされている必要がある。審査がなされているということは、当然、審査請求がなされている必要があるわけで、それは PCT 出願より前に行われていることが望ましい。上記手数料の一部返還は、そのインセンティブを働かせる機能を担う。

「PCT より国内出願の手続きが先」だなんて、ここまで述べてきた「PCT は国内に入る前の前処理だ。」という内容と矛盾する話になってきた。しかし、もはや、この時点で、日本への国内出願だけは早期権利化を目指すものであるという前提の下、特別に日本国内の出願を PCT の理念と切り離して考える必要がある。

話は元に戻るが、この手続きに乗るかどうかは、「先の出願」について、どこまで早期の審査請求への決断が可能かということにかかってくる。うまく乗るタイプの出願として、まず挙がるのは、早期権利化を求める製品オリエンテッドな発明。そして、ライセンス先を早期に探す必要のある大学や研究機関等からの出願であろうか。日本国内での早期権利化は必須で、この手続きは有効に機能する。

さりとて、PCT 出願急増は、時間をかけて評価する必要性の高い発明の増加の影響が大きいと、切々と述べてきたわけで、日本国内における特許の必要性評価が未完のものまでも審査請求などできるわけもなく、そういうタイプの出

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

願には、ぱっとしない施策であるかもしれない。しかし、国際調査と国内出願の処理の連携強化を、日本特許庁がこれほどまでに明確に出している意義は大きい。要は、そのPCT出願が各国の国内段階に入っていく際に出願人に有利に働く材料として、その「先の出願」の審査結果を活用すればいいのである。具体的には、更に一歩進めて国際予備審査とも、この審査結果を連携させ、「先の出願」が特許になった」という事実と、19条及び34条補正を通じてポジティブに固めた国際予備審査報告書とをセットにして、堂々と各国の国内段階に入っていくという王道も見えてくるというものである。即座に、このあたりが奨励策のねらいであると推測もできるものだが、各国への国内段階移行に関し、皆さまのなかには、そんなうまいこといくものかい！と、日々の経験から得た価値あるアドバイスをお持ちの方もおられるかもしれない。それを是非とも当方まで届けていただきたい。出願人の立場になって、PCTの利用促進に努めてきた者として、日本特許庁内での議論をますます活性化させていきたいからである。

いずれにしても、現実に料金は返還されるわけで、それに「先の出願」が早期処理されるというのは何とも魅力的である。補正手続きの同時処理、日本での審査結果とセットで各国段階での手続きの円滑化など、コスト削減も期待できる。早い段階での審査請求に二の足を踏むかもしれないが、明日の百より、今日の五十という言葉もあるように、一つの戦略として検討の場にあげていただきたい。

ところで、当たり前のことだが、すべての国際出願について作成された日本特許庁の審査官の見解は、日本国内の権利の設定に関する手続きに収まるものではなく、日本の基準が裸のまま世界に出て行くものである。審査官ひとりひとは、当然、その事実をしっかりと認識しておく必要がある。そして、この極めて重要な

認識は、上記同時着手手続きの効率的な遂行と合わせて、見解書付き国際調査の更なる質の向上に結び付くであろう。PCT出願の増加とあいまって、世界に飛び出す、日本特許庁審査官の見解は、自らの審査の王道を世界に知らしめるいい機会である。他の調査機関のそれも含め、ある意味、審査基準が世界で一斉にオープンになるのだ。そして、それらはやがて淘汰されていくであろう。現在、WIPOにおいて国際調査・予備審査の品質管理体制構築が議論されている。そういう場で議論されるべき材料が世界中から発信されるのだ。そういう観点でも、この新制度のスタートは非常に意義深いものであると言える。

3.3 新しい料金体系

さて、同時着手に絡みお金の話が出たので、新しい料金体系を少し整理しておこう。PCT関連の手数料は、大きく分けて二つ。WIPOに入る基本手数料、指定手数料、取扱手数料。そして、受理官庁、国際調査・予備審査機関としての日本特許庁に入る送付手数料、調査手数料、予備審査請求料である。結論から言って、2004年は値上げの年になった。

WIPO分は、先に紹介した「みなし全指定」制度の導入で、指定手数料という区分がなくなり、基本手数料と共に国際出願手数料として一本化された。その額は、1,400スイスフラン(以下、単位は省略)。昨年まで、指定手数料は、1ヶ国140で、5カ国を越える指定がなされた場合は頭打ちとしていたところ(つまり、上限額は700)、基本手数料の650と合わせて、最高で1,350であった。しかし、今年、その上限額を上回った。「拡張された国際調査」の導入による見解書の取扱い分だという説明もあるが、大きな要因として、出願件数の伸び悩みが大きい。日本では、まだまだ凄まじく伸びている。しかし、アメリカ、欧州は停滞気味なのだ。世界全体の

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

出願件数を見れば、PCT 創設以来の右肩上がり
の伸びは2003年で止まったのである。それでは、
料金の値下げは厳しい。ユーザーにとっては納
得できない話かもしれないが、これまでが出願
増加を直接反映した、出血大サービスの料金値
下げで、そのキャンペーン期間が終了した、と
でも思うしかない。ただ、日本からの出願は世
界の停滞をよそに猛烈な勢いを見せており、ビ
ヘビアとして指定国数が5に満たないものも多
い。それゆえ日本のユーザーにとっては、あら
ゆる意味で損をさせられている印象が深い。こ
ういうのも、出る杭は打たれる、というのであ
ろうか。

他方、日本国特許庁分は、見解書作成等を含
め、業務量に見合う手数料へと見直しが行われ
た。結果、国際調査手数料が2万円値上げで送
付手数料と合わせて、11万円となった。その他、
予備審査請求料の値上げなど詳細は、WIPO と
日本特許庁、それぞれの機関のホームページを
参照していただきたい。合わせて電子出願受付
の開始に伴う手数料の減額幅の広がりにも注目
されたい。

3. 4 みなし全指定の捉え方

「みなし全指定」制度の導入に関し、単に「指
定」という煩わしい手続きを省略しただけとい
う見方がある。しかし、私の気持ちはそういう
表面的なものにとどまらない。本制度の導入は、
一昨年のクリスマスイブの日、日本経済新聞一
面トップに掲載された。「特許、一通で世界出
願」。確かに内容的には、手続き上の簡素化を
図っただけかもしれない。しかし、その波及効果
は大きい。特に、指定国の数が比較的少なか
った日本のユーザーは、強引に全指定に引っ張
られる格好だ。私自身、とても興味を持つ数字
がある。それは日本とドイツの共通点。指定国
数の少なさである。共に敗戦国。製品が世界を
駆け巡るモノづくりの国、同業他社多数。その両

者の平均指定国数が、他国のそれに比べて極
めて少ない。理由分析は、以下の通り。

何度もいうが、製品立国であるがゆえ、特許
を必要とする国が、製品流通市場となる国と、
現地工場のある国にほぼ限定されるからである。
製品オリエンテッドな出願が多いことが、明確
に、この数字に表れている。今年から、この数
字を知ることはできない。しかし、世界横並び
で全指定の方向へ向かうという現実、製品オリ
エンテッドから技術オリエンテッドの産業構
造に日本を導く、いい呼び水になると私は見て
いる。事実、日経記事に対する問い合わせのな
かで、もはや PCT の世界では、国、国境とい
った概念が薄れつつある。世界特許への一歩で
はないか、とのユーザーの認識が寄せられた。細
かい手続き論も大事だが、雰囲気というものが
果たす役割も大きい。この制度の導入は、日本
という国の産業構造転換に一役買うもの。PCT
の願書にずらりと並んでいた国名が消えた。そ
のインパクトは、手続き変更には過ぎないとい
う認識をはるかに超えて、ユーザーの意識を変
えるであろう。

4. PCT に関する情報の取得

PCT リフォームの枠組みには、国内移行期限
を徒過した場合の救済など、他にも多くのもの
が含まれている。それらの詳細については、
WIPO のホームページを参照されたい。残念な
がら、日本語は国連の使用言語ではないので、
原則 WIPO ホームページに日本語はなく、これ
まであまり利用されていなかったようだ。しか
し、PCT の世界において、日本語は世界第2位
の出願国の言語。その勢いは WIPO ウェブサイ
ト内に日本語による PCT のページを実現させ
た。作業途中で、まだまだ完全ではないが、国
連機関のホームページで、日本語の世界が広
がるのは実に痛快である。特に PCT の手続きの
全てをまとめたセミナー用資料は、日々の業務

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

に役立つものと確信する。詳しくは <http://www.wipo.int/ja/pct/> を参照されたい。

5. 変わりゆく日本

日本国内での大量の特許出願は、戦後の復興のなか同業他社が乱立し、互いに、少しずつ改良に改良を重ねて、抜きつ、抜かれつで市場への新製品提供を繰り返す、成長してきた歴史に基づいているといえる。背景として、古いものを次々と捨て、新しいものに飛びつきたいという戦後の成長意欲と、まわりの者と比較して常に同程度の生活は確保したいという横並び意識を持つ国民性がある。次々と新製品が出るから、この成長意欲・横並び意識に火がついたのか、そういう国民で構成される市場だから、次々と新製品が出る産業構造になったのか、どちらが先かはわからないが、いずれにしても、その土俵で相撲を取ることで、お金が回り経済成長してきたことは事実である。

このように多くの同業他社がひしめく業界で連続的な改良技術で戦う必要のあった企業は、自社製品を模倣から守るため、特許で武装する必要がある。産業界全体がその調子で特許出願するのだから大量出願に結び付くのは当然。こうした、生活を塗り替え、また塗り替えて、無理やりにでもお金を回すような経済構造を転換しない限り、国内向け大量出願の激減は望めない。しかし、その後、生活がある程度充実し、隣人との差も少なく、改良に魅力を出すことが困難な市場になってきた。更に、アジア諸国から、性能的にヒケを取らず安価な製品が台頭してきた結果、製品の改良に付随する大量出願は減少の方向にあるようだ。

他方、基本的・独創的な技術の出願を目指すのが故、出願内容が変わりつつあることも事実。その方向は PCT 急増に結び付き、その様子は PCT 出願全体を山に喩えて整理でき、その頂上とすそ野に分けて説明ができる。

頂上は、世界標準・規格の取得をターゲットにした出願が多数。電気通信分野を中心に出願が堅調に伸び、世界標準とは言わないまでも新素材・新材料・新方式など、企業の将来の糧になる可能性のある発明を PCT で時間を稼ぎつつ出願するトレンド。大量の出願を担うビッグユーザーが PCT 山の高さを更に高いものになっている。他に、自動車業界の企業の出願増加も多い。

すそ野の広がり、新たな出願人の PCT 山への入山。出願人の数は、毎年増加しており、2002年には、2,975に上った。大学や研究機関、個人といった、そもそも製品の製造や販売を念頭においていない出願人が、ライセンスをターゲットにした出願を持って PCT 山に多く参入。ここ数年、山を高く、すそ野を広くしてきた日本の PCT 山、実に美しく、どっしりした姿といえる。

この方向は実にいい。今後、PCT 本来のメリットが活かせるような将来性のある新技術がどんどん創出されるかどうか、日本経済を立て直す上で極めて重要なファクターであると思うからだ。アメリカ経済を潤した、大学、SME 発の技術の特許保護に関して、PCT は実にマッチする制度であった。現在、大企業はもちろんのこと、先に「すそ野」と称した広い分野で、将来の資産の卵とも言える技術の創出が盛んで、日本全体が、その大きな流れに包まれている。

今後、その大きな流れ、すなわち、溢れる卵は、すべて、PCT が抱えるのである。安いコストで世界に網をかけることのできる PCT。PCT は、Patent Cooperation Treaty の略称。しかし中身は、将来の日本を支えるであろう技術を集約した権利の固まり (Property Concentrated Technology) なのである。

このトレンドで、2013年頃、日本の出願は 48,500件にもなるだろう。いや、そんなに10年も待たなくても、アメリカを抜いて世界一の特

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

許大国となると思われる。そうなる、もはや、日本出願と外国出願などという区別は意味をなさない。日本は、グローバル出願のなかの一つの国に収まる。そういう世界戦略は、すでに日本で始まっているのだ。

6. おわりに： 科学技術の将来

さて、最後になったが、特許庁の職員である私は、特許法の第1条、特許法の目的にかなう話を続けてきたつもりである。しかし、そこで謳われる「産業の発達」とは何であるのかと、はたと立ち止まることがある。未知なるものを究めようとするのは知的動物である人間の特権で、知的財産は、まさしく人間の夢と創造の産物で、人間社会を豊かにしてきた。だが、科学技術の進歩が、環境汚染とともに、身体、知性、感情という人間本来のバランスをも脅かし、知的動物であるが故の悲しみを産み出す原因の一つとなってきたことも完全には否定できない。他方、科学技術の進歩は我々人間の選択の結果であり、それを止めることは出来ない。それに、止めることが人類にとって良いこととも言えない。それは科学技術がやはり素晴らしいものだからである。今、我々がすべきことは、その素晴らしさの裏に潜む人類にとってのマイナス面

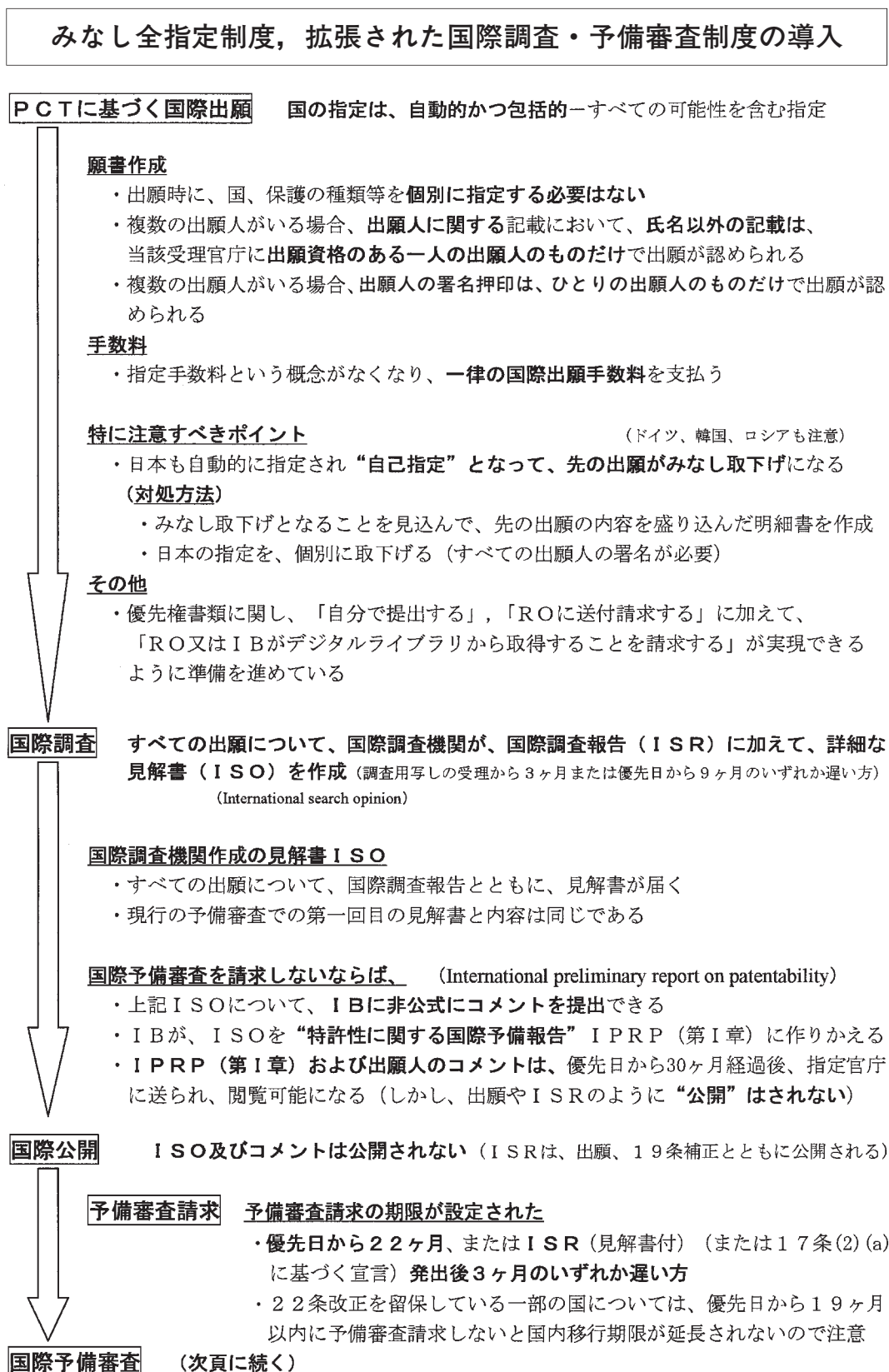
にも目を向け、科学技術と人間環境との良き共存の形態を考えることではないかと思う。

科学技術は人間の幸せのためにこそあるもので、人間は科学技術を超えたものだ。ある方のこの言葉が好きだ。だからこそ、人間の知恵の結晶を価値ある知的財産として保護する意味がある。最後に、何やら重い話に誘いこんでしまった。ジュネーブでの暮らしは、それほどに、日本人のメンタリティー、ホスピタリティーの素晴らしさを改めて認識させてくれたのだ。日本はその同じ頭脳から生まれる知的財産の世界で、いずれ世界一になるだろう。そのとき、それがただ、経済再生だけのものではなく、人としての心の再生に結び付くものであれば、それは、それは素晴らしいことで、グローバルな知的財産保護のシステムである PCT を推進してきた者としてこの上ない幸せである。

真に世界のブレインとなる日本の姿、本物の知的財産創造立国と世界に誇れる姿。PCT に新時代が来た。そして、その先の新時代は PCT が抱くことになるのだ。

長い文章を、最後まで読んでいただき、本当にありがとうございました。皆様のご意見、ご質問、大歓迎です。以下のアドレスまでお寄せください。oku-naoya@jpo.go.jp

図1 2004年からの新しいPCT—各手続きの変更点と対応—



※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

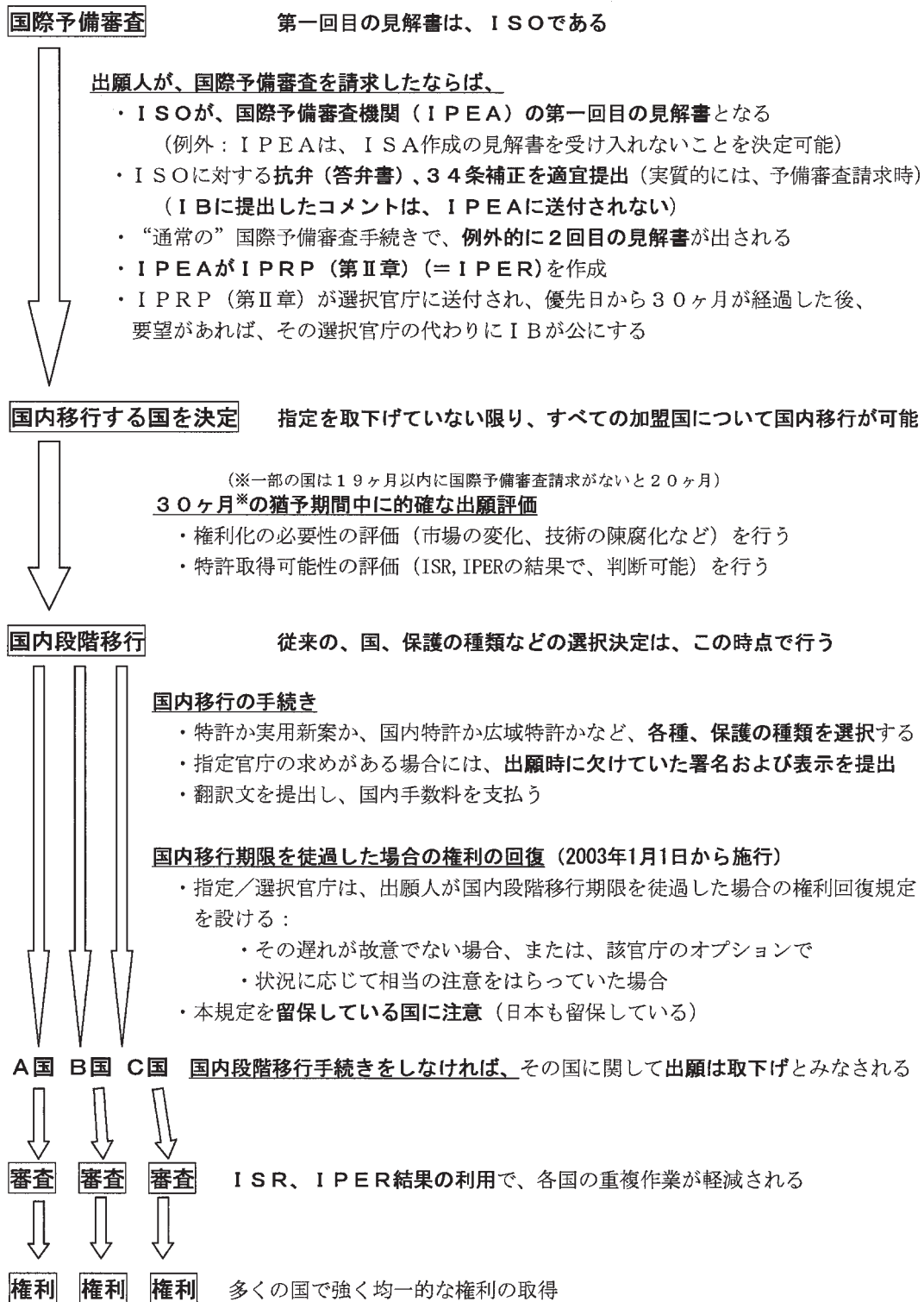


表1 PCT ユーザーの生の声 (業種別)

	化 学	医 薬	電 機	機 械
1) 手間とコストの観点	<ul style="list-style-type: none"> ・料金が安くなり加盟国も増えて使い勝手もいい。ほぼ100%自己指定している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・外国出願は年70~80件。ほぼ全てがPCT(10年間間委わらず)。 	<ul style="list-style-type: none"> ・PCTは、特に途上国を含む多数国で戦略的に権利を取得するのに有効で、同時に、パトリートと比較した場合のコスト削減効果が大。 ・生産拠点がアジアにも出願を始めた。例えばパソコン等に関しては、多くの国に輸出される前の生産地で特許を取得し、侵害を抑える必要がある。 ・費用やコンプライアンスの存在を特定できない問題、中国進出問題等を考え、活用。 ・海外企業との提携推進に知的財産の活用が効果的で、対象国数が増加中。 ・手続き簡単、調査能力充実、国内移行先送りがメリット。先の読めない技術の対象国やクレームの決定に有効。特許性不明のまま海外への投資はできない。ISRが頼り。 ・ラストミニッツが9割以上。 	<ul style="list-style-type: none"> ・中国の審査の質が低いようならPCTを利用したい。日本特許庁の予備審査の結果を、中国、東南アジア諸国が受け入れてくれるなら、PCTを利用したい。
2) 国内偏重から外国出願へのシフトの進展	<ul style="list-style-type: none"> ・外国出願比率増加。最初から多数国では費用が高いのとおりあえずPCTが多い。 ・30ヶ月の猶予期間を利用して研究開発の見通しを立てている。事業部費用直轄で事業のグローバル展開に備えた外国出願が顕著。柔軟性が高く最初にかかる費用も安い。 ・医療技術はライフサイクルが長い。価値判断に時間的猶予がある。メリット大。 	<ul style="list-style-type: none"> ・海外事業はライフサイエンスビジネスが前提。目的はロイヤリティの確保。医薬品開発は新規化合物を合成し事業化に至るまで、長い年月を要する。海外での特許取得はその判断を遅らせる事ができるPCTを専ら利用。発明は思想と補完しているが、この分野では実験の結果生まれたものが基本。ある薬効や薬理をターゲットにコンビナートリアル・ケミカルをハイストックアップして分析し、目的の効果が確認できれば、その効果が見込まれる広い化合物群について物質クレームを記載し、その時点で想定できる薬効(機能)を記載して国内出願を行う。その後の1年間で補強データを取得し明細書を充実させ、自己指定をしたPCTを出願する。 ・今後の開発動向は予測が困難。PCTで様子伺い。IPERを100%請求。 ・製品保護の特許がターゲットの中心。メリットを生かせる特許出願は少ない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・クロスライセンスのための特許取得から、アクティブに権利行使していく方向。戦略的な特許出願を目指す。昔は国内出願優先で、そこから海外出願を抽出していた。今は最初から海外に出願することも念頭に、国内出願と最初からPCTを心がけている。PCT出願後30ヶ月以内には再評価、事業戦略に合わせたものを積極的にドロップする。 ・ライフサイエンス型特許、CDのような風習特許は、PCT活用で広範囲に特許取得。早期権利取得には直接各国出願。医薬品は一つの特許で市場を独占できるが、電気業界では標準化により市場規模を拡大できる。標準化の過程で企業、個人から多くの特許出願がある。デジタルネットワーク技術の標準化が重要。事業推進に、DVD等の先端分野における標準化技術の知的財産権の有無は極めて重要。デジタル技術は標準にならなないと市場参入が困難。まさに1対1。PCTだと、標準化にかかると出願の決定に時間がかかることがオネンダグし、現実に対比させた権利内容と必要出願の決定に時間がかかることが可能。ISR、IPERは、権利化の必要性の判断に役立つ。典型的には、重要な発明段階は全指定で出願し、出願後に権利化が必要な国を技術動向、事業化動向を見据えた上で権利化を戦略的に行う。結果的に、パトリートよりも大幅にコストが削減。 ・商品を開発から行う。結果的に、付属型特許よりも、技術そのものを売るための特許取得が必要。それで、指定対象国がライセンス可能な国や侵害の可能性を拡大。 ・パテントマップを理め投資回収の方向で、将来的にはコンセプト特許もPCTで取得。 ・現状のコピー機関係回収の「研究技術」は、出願国も限定され、PCTのメリットは少ない。今後、増加が予想される「研究技術」は、出願手法を見直し、PCTを利用。「研究技術」とは、情報通信分野であり、ボーダレス、グローバルな展開を要する技術。 ・近い将来に海外展開が想定されるサービスや製品に係る特許は、広範囲に出願し、30ヶ月後に実施国あるいは実施可能性が高い国に絞る。但し、数年以上先の実用化を目指す研究段階の、国際標準化に係る風俗関連特許は、30ヶ月程度では見極めが困難。 ・コンセプト発明は、特許取得のタイミングを計ってPCTを利用するかどうかを決定。PCTは国内での特許取得手続きに入る前の前処理を提供するものだという、本来の趣旨に合致した戦略を組んでいる。今後、このような案件を増やす方針である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ライフサイクルの短い(3, 4年) 応用技術が中心でPCTのメリットが生かれない。これまで駆け込み寺的な点をメリットとして認識していた。国内移行までの猶予時間を、市場調査や技術の成熟のために使うという観点で考えたことがあまりなかった。 ・出願のターゲット(出願先)が決まっているのPCT利用のメリットは薄い。米国企業の出願者収入を重視する姿勢とは違い、技術を防衛するという発想で出願する。 ・業種別、特許出願を決定したら早期権利化を目指す。長い猶予時間はメリットとならない。ただし侵害者の発生が不明確である場合は使用する利点がある。 ・様子見が必要な分野ではなく発明が出た時点で相手国が決まる。パトリートの方が慣れており現地代理人の利用も手間はかからないが、PCTは国内事務所に依頼する必要がある。
3) 発明の性格の変化	<ul style="list-style-type: none"> ・製品指向型の出願に加えて未だ来指向型の出願も多く、全指定出願も増加している。 ・PCTは中小企業やベンチャー企業が海外で特許を取得するのに有用なシステム。こうした企業が成長してくると、日本においてPCT利用拡大が期待できる。 ・用途のわからない材料など、先が読めない新技術をPCTで出願。 	<ul style="list-style-type: none"> ・海外事業はライフサイエンスビジネスが前提。目的はロイヤリティの確保。医薬品開発は新規化合物を合成し事業化に至るまで、長い年月を要する。海外での特許取得はその判断を遅らせる事ができるPCTを専ら利用。発明は思想と補完しているが、この分野では実験の結果生まれたものが基本。ある薬効や薬理をターゲットにコンビナートリアル・ケミカルをハイストックアップして分析し、目的の効果が確認できれば、その効果が見込まれる広い化合物群について物質クレームを記載し、その時点で想定できる薬効(機能)を記載して国内出願を行う。その後の1年間で補強データを取得し明細書を充実させ、自己指定をしたPCTを出願する。 ・今後の開発動向は予測が困難。PCTで様子伺い。IPERを100%請求。 ・製品保護の特許がターゲットの中心。メリットを生かせる特許出願は少ない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・本当に価値のある特許は、開発時点のみではなく長い時間をかけて判断すべき。フレキヤクラクチャ等の成熟部品の改良特許は、早期取得のため直接各国に出願。将来的市場が予想できなような技術は、PCTを活用。例えば、燃料電池や、ナビゲーションといったIT技術。クラクチャにおいては新材料材料については、PCTを活用。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ライフサイクルの短い(3, 4年) 応用技術が中心でPCTのメリットが生かれない。これまで駆け込み寺的な点をメリットとして認識していた。国内移行までの猶予時間を、市場調査や技術の成熟のために使うという観点で考えたことがあまりなかった。 ・出願のターゲット(出願先)が決まっているのPCT利用のメリットは薄い。米国企業の出願者収入を重視する姿勢とは違い、技術を防衛するという発想で出願する。 ・業種別、特許出願を決定したら早期権利化を目指す。長い猶予時間はメリットとならない。ただし侵害者の発生が不明確である場合は使用する利点がある。 ・様子見が必要な分野ではなく発明が出た時点で相手国が決まる。パトリートの方が慣れており現地代理人の利用も手間はかからないが、PCTは国内事務所に依頼する必要がある。
PCTを利用しないとした理由				

(原稿受領日 2003年10月27日)